

2024 年 11 月 1 日

HSBC インド小型株式オープンを設定 成長著しいインドの中でも、さらに成長期待の高い小型株を主要投資対象とし、 ダイヤの原石を発掘

HSBC アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」と言います。）は、HSBC インド小型株式オープン（以下、当ファンドと言います。）を 2024 年 12 月 2 日に設定することを発表しました。当ファンドは、当初申込期間開始日の 11 月 18 日から明和証券株式会社にてお取り扱い開始となります。また、以降も順次複数の販売会社にてお取り扱いが開始される予定です。

インドでは、株式上場銘柄のうち 95%に相当する約 4,800 が小型株^{注 1)}に当たります。小型株は、一般的にアナリストによるカバレッジが低いため、割安なまま放置された銘柄が多く、魅力的な投資機会が多数存在します。当ファンドは、インド現地での調査能力を生かし、成長著しいインドの中でも主に小型株等^{注 2)}に投資することにより、ダイヤモンドの原石のような企業を発掘し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

運用にあたっては、インドの現地チームである HSBC アセットマネジメント（インディア）Pvt リミテッドから投資助言を受け、HSBC グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが行います。世界有数の金融グループである HSBC グループは、1867 年からインドにおいてビジネスを展開^{注 3)}しており、インド最大級の外資系金融機関として 150 年以上の歴史を有します。

当社では、今後もお客様のご要望に応じた投資信託やサービスをご提供して参ります。

注 1：インド証券取引委員会（SEBI）にて、時価総額上位 100 位以上を大型株、101～250 位を中型株、251 位以下を小型株と定義しています。

注 2：当ファンドの主要投資対象である「HSBC インド小型株ファンド（適格機関投資家専用）」においては、小型株の組入比率を、原則として信託財産の純資産総額の 65% 以上に維持します。

注 3：HSBC グループの香港上海銀行は、1867 年にインドのカルカッタ（現コルカタ）に支店を開設

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

次頁に続く

ファンドの特色

1. 主にインド小型株等に投資します。

- ▶ 「HSBC インド小型株ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」）への投資を通じて、主としてインドの証券取引所に上場されている株式、インドにある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、またはインド経済の発展と成長にかかわる企業および収益のかなりの部分をインド国内の活動から得ている企業の発行する株式のうち、小型株に投資します。

— 主要投資対象ファンドにおいては、インド小型株の組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の65%以上に維持します。

※主要投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

- ▶ 主要投資対象ファンドに加えて、インドの株式等を投資対象とするETF（上場投資信託）にも投資します。
- ▶ 主要投資対象ファンドの組入れを高位に保つことを基本とします。
- ▶ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 主要投資対象ファンドの運用は、HSBCアセットマネジメント内の運用会社が行います。

- ▶ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドは、HSBCアセット・マネジメント（インディア）Pvtリミテッドから投資助言を受けます。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

- ▶ HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

3. 年2回の決算時に、分配方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 決算日は、毎年4月、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日）です。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

次頁に続く

ファンドの主なリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

〈主な変動要因〉

株 価 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。
信 用 リ ス ク	株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。
流 動 性 リ ス ク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。 新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

【その他の留意点】

- インド株式等への投資部分に対しては、インドの税制に従って課税されます。インドにおいては、非居住者による保有有価証券の売買益に対して保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税等が課されます。税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。
- 大型株に比べ相対的に市場の流動性が低い小型の株式に投資しますので、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があります。

<関連するファンドに関わる事項>

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としており、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により、基準価額が変動し損失が生じる可能性があります。従いまして、投資元本が保証されているものではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。購入の申込みにあたりましては「投資信託説明書（交付目論見書）」および「契約締結前交付書面（目論見書補完書面等）」を販売会社からお受け取りの上、十分にその内容をご確認いただき、ご自身でご判断ください。

次頁に続く

当ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 3.30% (税抜 3.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.50% の率を乗じて得た額(換金時)	換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	年 1.0197% (税抜年 0.927%)	ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年 0.25%	ファンドの運用等の対価
(販売会社)	税抜年 0.65%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年 0.027%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券	年 0.9196% (税抜年 0.836%) 程度	投資対象とする投資信託証券の実質投資比率を勘案した運用管理費用
実質的な負担	年 1.9393% (税抜年 1.763%) 程度	投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加味して、投資者が実質的に負担する運用管理費用について算出したものです。
その他費用 ・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等 [純資産総額に対し上限年 0.20% (税込) として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。] ※ なお、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 ・投資先投資信託証券における売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、監査報酬等 ※ その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

<当資料のお取扱いにおけるご注意事項>

当資料は、当社が情報提供を行う目的で作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼に足ると判断する情報に基づき作成していますが、その正確性を保証するものではありません。また、当社は、当資料に含まれている情報について更新する義務を一切負いません。

注記：

HSBCグループ

HSBCグループの持株会社である HSBC ホールディングス plc は英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、世界の 60 の国と地域でお客さまにサービスを提供し、2 兆 9,750 億米ドル (2024 年 6 月末現在) の総資産を持つ、世界有数の金融グループです。

HSBCアセットマネジメント

HSBCアセットマネジメント株式会社は、HSBCグループの資産運用部門として個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCアセットマネジメントに属しています。HSBCアセットマネジメントは 22 の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。HSBCアセットマネジメント全体の運用資産は約 7,130 億米ドル (2024 年 6 月末現在) です。

HSBCアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 308 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会